

平成27年

第11回 三戸町農業委員会総会議事録

平成27年10月20日(火) 開催
於 三戸町役場4階会議室

三戸町農業委員会

1. 開催日時 平成27年10月20日(火) 午後2時0分 から 午後2時35分

2. 開催場所 三戸町役場4階会議室

3. 出席委員 21名

会長	21番	大平 憲男
会長職務代理者	20番	松原 一夫
委員	1番	和田 忠
委員	2番	山下 泰弘
委員	3番	戸花 進
委員	4番	一ノ渡 重義
委員	5番	山田 敏実
委員	6番	工藤 哲子
委員	7番	神谷 陽一
委員	8番	戸田沢 孝彰
委員	9番	山下 正一
委員	10番	松本 誠子
委員	11番	照井 秀美
委員	12番	湊 舟廣
委員	13番	新田 豊
委員	14番	梅田 晃
委員	15番	山本 健一
委員	16番	中堤 正人
委員	17番	工藤 範光
委員	18番	白山 英昭
委員	19番	前田 英雄

4. 欠席委員 名

5. 議事日程

第1	会議録署名者の指名について
第2	会期の決定について
第3	議案第28号 非農地等証明に関わる農業委員会の認定について
第4	議案第29号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について
第5	議案第30号 農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について
第6	
第7	

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	佐藤 勝美
主査	平谷 賢一
臨時職員	蝦名 加代子

7. 議事録署名委員

委員	15番	山本 健一
委員	16番	中堤 正人

8. 会議の概要

議長
(大平会長)

始礼を行います。
ご起立願います。
「礼」

はじめに農業委員憲章を唱和いたします。
12番湊委員から願います。

【全員で農業委員憲章を唱和する。】

議長

ご着席願います。
只今の出席委員は 名であります。定足数に達しておりますので、只今から平成27年
第11回三戸町農業委員会総会を開会いたします。

日程第1 会議録署名者の指名を行います。
会議録署名者の指名は、三戸町農業委員会会議規則第13条第2項の規定により、本職より
指名いたします。
15番山本委員、16番中堤委員のご両名をお願いいたします。

日程第2 会期の決定についてを議題とします。
本総会の会期は、本日、1日としたいと存じます。
これにご異議ございませんか。

【異議なしの声多数】

議長

ご異議なしと認め、本日の会議は、1日限りとすることに決定いたします。

日程第3 議案第28号を議題とします。
事務局より説明願います。

【議案第28号を議案書をもとに朗読】

事務局長

補足説明をいたします。
この制度は、登記簿の地目が農地でありが、現況が農地以外の地目と認められる土地について、その旨を証明する非農地等証明書の交付により、農地以外の地目に変更することができるものです。
申請の土地は、登記簿の地目は畑となっておりますが、現況は、事務所の建物と急傾斜の雑木林でしたので、地目変更にあたっては、申請の土地を分筆し、宅地と山林に地目変更するよう指導しました。
以上です。

議長

非農地に関わる認定ですので、18番白山委員から報告をお願いします。

18番白山委員

現地調査について報告いたします。
10月13日、午前9時30分から、私と大平会長及び工藤範光委員及び事務局とで、申請者の代理人のもと、現地調査を行いました。
場所は、野沢平地区の集落手前の十字路を右折し、1.5kmぐらい行ったところにある鶏舎が建ち並ぶ農場内にある土地です。
申請の土地は、通路に面したところに事務所の建物があり、その後ろは、傾斜のある雑木林になっており、以前、畑であったとは思えない地形の土地でした。

以上、簡単であります但報告いたします。

議長

ご苦労さまでした。
それでは、質疑を行います。
何かご質問、ご意見ございませんか。
発言のある方は挙手願います。
ございませんか。

【無しの声多数】

議長

質疑を終結いたします。
これより議案第28号を採決いたします。
本案について、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

【異議なしの声多数】

議長

ご異議なしと認め、本案は、原案のとおり承認することに決定いたします。

議長

日程第4 議案第29号を議題とします。
事務局より説明願います。

事務局主査

【議案第29号を議案書をもとに朗読】

事務局長

補足説明をいたします。
今月の農地法3条の許可申請はあっせんによる売買の所有権移転1件です。
今回の案件は、取得後の全ての農地を耕作すること、保有機械、家族の従事状況、地域との調和などいずれも問題がなく、
耕作農地は、下限面積30aを超えていることから、許可要件を満たしているものと考えます。

以上です。

議長

農地法第3条の許可申請に係る現地調査について2番山下委員から報告をお願いします。

2番山下委員

現地調査委について報告いたします。
9月7日午前9時00分から、私と大平会長及び事務局とで、当事者立会いのもと現地調査を行いました。

場所は、梅内側の梅泉橋近くにある田です。

売渡し人は、後継者がいないため経営の縮小を考えており、農地を購入される方を探しておりました。譲請け人は、経営規模の拡大を図ろうとするものです。

現地調査後、役場会議室において、あっせんを行ったところ、双方とも売買価格が合意に達し、あっせんは成立しました。

以上、簡単ではありますが報告します。

議長

ご苦労さまでした。
それでは、質疑を行います。
何かご質問、ご意見ございませんか。
発言のある方は挙手願います。
ごあいませんか。

【無しの声多数】

議長

質疑を終結いたします。
これより議案第24号を採決いたします。
本案について、許可することにご異議ございませんか。

【異議なしの声多数】

議長

ご異議なしと認め、本案は、許可することに決定いたします。

議長

日程第5 議案第30号を議題とします。
事務局より説明願います。

事務局主査

【議案第30号を議案書をもとに朗読】

事務局長

補足説明します。
今回の申請は、認定子ども園を新設するための用地として転用するものです。
立地基準は、10ha未満の団地の区域内にある農地のた第2種農地と判断しました。
一般基準は、転用面積、資金調達の確実性や遅滞なく目的に供される見込みがあり、周辺農地の営農に支障をきたす恐れがないなど、一般条件を満たしているものと考えます。
以上です。

議長

ここで、現地調査について18番白山委員から報告をお願いします。

18番白山委員

現地委調査について報告します。
10月13日午前9時00分から、私と大平会長、工藤範光委員及び事務局とで、当事者立会のもと現地調査を行いました。
場所は、現在の幼稚園があるところから南に位置する畑です。
申請人は、新たに子供・子育て支援法に基づく、認定子ども園を新築するための用地として転用することです。
現地調査の結果、申請面積は適正であり、周辺農地の営農に支障をきたす恐れもなく、農地転用はやむをえないものと見てまいりました。
以上、簡単ではありますが報告いたします。

議長

ごくろうさまでした。
それでは、質疑を行います。
何かご質問、ご意見ございませんか。
発言のある方は挙手願います。
ございませんか。

【なしの声多数】

議長

質疑を終結いたします。
これより議案第30号を採決いたします。
本案について、原案のとおり承認とすることにご異議ございませんか。

【異議なしの声多数】

議長

ご異議なしと認め、許可相当との意見を添えて県知事に送付することにいたします。

議長

以上で、本日の全議案の審議はすべて終了いたしました。

議長

これをもちまして、平成27年第11回三戸町農業委員会総会を閉会いたします。
終礼を行います。
ご起立願います。
「礼」

終了 午後2時35分

議事の顛末を記録し、記載のとおりであることを認め、ここに署名押印する。

平成27年10月20日

議長
会長 20 番

大平 憲男

印

会議録署名者
委員 15 番

山本 健一

印

会議録署名者
委員 16 番

中堤 正人

印